

東大寺の杣経営と西塔の修造

——天徳三年の太政官牒と官符をめぐる——

辻 本 弘 明

はじめに

歴史研究を志す者は、残された史料を綴り合せて、現代用語に書き直すばかりではなく、残された史料と史料との間に、矛盾撞着のあるところを発見し、その間隙から当時の社会の実相を描き出すことが出来たらと、何時もそのようなことに、好奇心を持ち続けていた。

というのは、残された史料のなかには偽文書も含めて、そのままに受取することは、余りすぐれた態度とは言えないというような批評を聞いたことがある。しかし、偽文書と思われるような文書も、実は偽文書ではなくて、むしろその改竄の必要があったのであろうし、また文書、特に官符（令状）のようなものまで含めて、その一部を誤字に見せかけて、自己に都合のよいように作り替えるのも、また敵

密に言えば、偽文書の一つであるが、これもまた、その当時の社会の要請するところであったかも知れない。何れにしても、残された史料が裏面で語り、表では黙して語らない社会の存在状況の意味を解明することこそ、我々の些やかな仕事に対する楽しみであり、役割かも知れない。

天徳三年（九五九）十二月廿六日、太政官は「牒」^(B)_(二七三)を東大寺に送り、橘元実が東大寺に玉滝杣を寄進したことを認める通告をした。このことは、中村直勝博士の名著「荘園の研究」に所収の「伊賀国玉滝荘」に詳述されている。これは余りにも著名な事実である。勿論、この「玉滝杣」が同じ東大寺領黒田荘と一括して、建築用材採取の目的で設立された杣が発達して荘園となったものとして研究されたものが多いことも周知のことである。⁽²⁾

しかし、この元実の寄進にかかわって、この「牒」とは、

同内容、同日付の伊賀国司に宛てた「太政官符」がある。³ほ、同内容と言ったのは、両文書、即ち「太政官牒」と「太政官符」の両文書における太政官による通告内容のうち、重要部分である太政官の決定意思に重大且つ、顕著な相違があるからである。

この点について、明確な指摘をなされたのは、「杣工と荘園、—伊賀国玉滝・黒田荘—」の著者である赤松俊秀博士である。博士はこの論文の中で、「東大寺がかねて太政官に要望していた他所の建築用材をこの杣から切り出すことを禁止し、一向に、東大寺の杣として西塔修造のために当てることは、どうなったか」と、疑問を出されているのである。勿論、これにはそれなりに理由があつて、「官牒の本文では、『縦ひ宮城を修理の間も、修理職の入造を聴すこと勿れ』と東大寺の要望を認めたことになっている。しかし、同日付の太政官符(案)では、『但し、宮城修理の間は修理職の入造を聴す可し』となつていて、官牒とは反対に東大寺の要望を拒否したことになっている。この正反對の内容を持つ太政官牒と太政官符(案)のいづれが正しいか。史学研究法の公式論によると、官牒は、原本が保存されているのに、官符は写し(案文)しかなく、しかも、官符(案)

には、他にも明白に誤字の部分があるから、この「但・聴」はそれぞれ「縦・勿」の誤字である、とするのが普通である。『大日本古文書・東大寺文書』もこの見解に立つて官符(案)の本文に注をつけている。しかし、この際に考慮を要すること³があるとして、その根拠を示されている。その博士の根拠とするところは後に触れる。先ず、赤松博士が誤字部分として指摘されている部分は、平安遺文(昭和三十九年四月廿日訂正版、第一卷三九九頁〜四〇四頁)では、「但・聴」となつておらず「但・可」となっているから、これは赤松博士のこの論文の校正の過程における単純な校正洩れであろう。従つて、これは別にして、この他にも誤字の部分があると指摘されているが、筆者が先に明示した手持ちの平安遺文により検索したところでは、「官牒」に「余」と略しているのに、「官符(案)」では、「餘」と正字で書かれているのみで、他には実質的に意味のあると考えられる異同はない。

そこで、「官符」が案文であつて、原本より写取る際には誤写のおこる可能性は十分ある訳だが、しかし、単なる誤写と見ることはむしろ問題ではないかと考えられる場合がある。そして、また、今の処、この一字の相違だけで、官

符(案)の史料価値は何等影響を受けるものでもあるまい。

文書史料だけを頼りに法史を見てゆこうとする場合、その史料として使用した文書が偽文書であった場合には、嘘の法史を書いてしまうことになる。しかし、反面、その社会において、その偽文書の作成の必要があったとすれば、それもまた、立派な法史上の事実でもある。

写しが原本と違っている場合、それをどう扱うかは大変困難なことである。しかし、「太政官符(案)」が同日付の「太政官牒」と重要な部分で異同があるということの問題にする場合にあっても、この平安遺文に収録されている「太政官符(案)」を例にみても、それはもともと別に「太政官符」があつて、それを写し取つて作成した「案文」が、「東大院文書三之四」として保存され、平安遺文に収録されたものであるということを忘れてはならない。

もともと、「官牒」と「官符」は重要部分において異つていたものであつて、決して「官牒」を写して「官符(案)」を仕上げたものではないと見るのが正しい見方ではなからうか。また、はからずも「官符」を写し、「案文」を作成する時に、意図的に違つた内容に写し替へたとすると、これもまた法史上の重要問題である。単なる誤写として問題に

するのでなく、これら二つの場合の周辺をとりまく法的状況を問うのが小稿の目的である。

前篇

一、天徳三年前後の杣の状況

「官木ひく、いづみのそまに立つ民の」とよんだ万葉集の歌は、⁽⁸⁾ 泉木津の上流の杣から宮城の料材を曳き出す杣人の姿を詩つた一節であろうと思われるが、杣は用材を伐り出すための山林で、古くは慶雲三年(七〇六)三月十四日の詔に、⁽⁹⁾ 山林は山川藪沢の公私共同利用の原則によつて規制されてきた。当時はまだ自然林を無理なく利用すれば人工植林を必要としなかつたのかも知れない。その後、この公私共利の杣利用形態は令制も継承していった。当時はまた、氏々の祖墓と百姓の宅の周囲二十歩から三十歩に限つて樹木を栽培し、私有林として保有することが認められていた。⁽¹⁰⁾ 平安期に入った延暦十七年(七九八)十二月八日の格では、墓地・牧地の森林は面積の制限なく私有を許され、大同元年(八〇六)八月廿五日の太政官符もこれを確認していた。

ところが、律令制のゆるみがめだち、荘園制の発達が顕

著になり始める仁和年間（八八五〜九）になると、元興寺等が柚内の田地に対して地子を徴収しはじめたのである。¹¹⁶

これに対し、相楽郡司を通じて百姓の愁訴を聞いた間山城国民苦使左中弁平秀長は田図を検して、百姓の訴が事実に基づいていることを確めた上で、太政官が山林を柚として諸寺に寄せたのは、修理の材料を採取するためで、百姓の田地を妨げたり、とどめるためではないとし、諸大寺は地子徴収を停止すること、一方百姓もほしいままに山中の樹木を伐ることは禁制であるとの二つを奏請し、寛平八年（八九六）四月二日の太政官符を得て施行することになった。¹¹⁷ 東大寺でも勅施入された板舘柚においては、当初は四至内の口分田、治出などに対する支配権はまだ認められなかった。

ところが、康保元年（九六四）になって、その四至内に勸解由使長官朝成が薦生牧を設立することになった。¹¹⁸ その時、在地の名張郡司が牧の敷地は柚の四至内であるという理由で牧の立券を拒否した。これに対して、東大寺は名張郡司をさとして牧の立券を認めさせたことがあった。¹¹⁹ これは、柚に便宜の地は、柚が領有し、牧に便宜の地は牧が領掌するのが正しいと考えられたからであると赤松博士は説

かれている。これは東大寺が将来柚の荘園的経営をすすめるようとする場合に利用出来るとの深慮遠謀のための論法であった。また、慶雲三年（七〇六）の詔にある山林の公私共利の原則に則った政策的態度であったかも知れない。かくて、東大寺は令制の山林共利の立場を守って、柚、牧は、それぞれに便宜の土地を各自に領有すべきであると主張した。これに対して、予想外にも、在地の郡司と東大寺から派遣された寺使が、柚の四至内の排他的支配を主張したことがある。¹²⁰ これは、柚の一円的領有を希望していることをうかがわせるのであるが、これは、のちに黒田荘で激烈となる公領の寺領への囲いこみの兆が、この時すでに郡司・寺使の間に存在していたのである。殊に、わざわざ東大寺から派遣された寺使が柚内に他人の所領を認めないという先の薦生牧設立のときの態度といい、また一円的占有の必要を主張したのも、在地の郡司・刀禰らがそれを支持し、その実現を強く希望していたからであるとされる。¹²¹

しかし、赤松博士はこのような在地の郡司・刀禰などの態度を「現実を越えた主張」¹²²とされたのは間違いで、むしろ逆の評価をしなければならないと考えられる。天徳・康保年間（九五七〜六七）には柚の状態がどうなっていたか

を忘れてはならない。天徳三年（九五九）七月廿五日の東大寺別當権律師法橋上人位光智等の奏状の中に、「蒙勅宣之後、且晝只焦肝、出入無他念、寢食思此事、依木工寮支度（中略）七箇国可造進之由、給官符先了、而件九箇国申返不堪之由、無造一枝之材、類雖給催責之官符、更以無承引之官司、諸国共不力」¹⁸とある。ここ伊賀国だけでなく畿内・近国では既に、自然の山林は他国に材木を出す余裕がない程乱伐されているので、官符による官営工事のためであつても、合力出来ない¹⁹と官司自身から拒否して来たのであり、当、玉瀧¹⁹杣でも元は「樹木生繁自為杣山」¹⁹いたが、多勢が競いて伐採するため、「樹木漸切掃、墳墓作露地」²⁰という状態で、もともと、ここは元実先祖の墓地として樹木がおい繁っていたのであるが、今は見るも無残な姿となつて、墓地が露出してしまったのである。いくら官営工事のためとは云え宝塔造立の毎に、料材数千の材木をこの玉瀧杣から伐り出されては「樹木漸尽、残木非茂」²⁰という状態で山木尽き果ててしまったのである。いくら樹木繁茂していた山林でも、自然に増殖するを待つか、人工植林をするかしなければ、杣を有用に維持出来ないのは自然の理であつた。

在地の郡司・刀禰、それに寺使までもが東大寺の意向に

反しても杣の一円的領有を強く希望していたのは、杣山の樹木の育成・保護にあつたと考えられる。「現実を超えた主張」ではなくて、最も「現実的主張」であつた訳である。「杣」という建築用材を養う山林を東大寺に用材を採取するために寄せられたことは先に見たとおりである。東大寺の「消費のための所有」と在地の人々の「経営のための所有」、この両者の価値観の間に相違があることを忘れてはならない。

既に見たように、杣に対する令制は原則として公私共利の扱いであつたが、杣山の経営という問題になると、私人の所有目的としての杣の利用は、「宮城修理之間、殊に官符を給ひ造用せ令む」²¹というように官符によつて、その杣が私林であるに拘らず公然と樹木を伐採して来たことと矛盾するのである。当時は官営工房であつた木工寮・修理職は宮城の建築工事だけでなく、重要な朝臣、神社、寺院などの建築工事を独占的に担当することになつていた。それ故、木工寮・修理職は私領の杣の樹木を建築用材として伐採、採取することが出来たのである。かくして杣の公私共利の原則が公私共妨の結果を招来させていったことも赤松博士の研究に詳しい。²³

自然の杣から材木を伐り出して、建築用材を得ることだけを考えると、令制の公私共利の原則は誠に理想的な制度であった。だが、事実は自然林の伐採時代の次に来る、杣の経営という問題を考えると杣工に対する支配関係を抜きにして考えることは出来ない。

もともと杣工は令制以来、木工寮・令外の修理職という官衙に付属する諸司田・職分田を給付されていた。身分は官営工房に属する工匠であった。工匠といっても下級官人で無位の人が多く、木工・杣工・瓦工・鍛冶等雑多であったけれども、本質は皆、班田農民であつて、完全に農業生産から自立していない状態が長かつたようである。

かかる状態で、なおも長期の上番勤仕に出られたのは、課役免除の特典が付随していたからだといわれる。かかる班田農民が官営工房に継続的に勤仕して国家給付に依存する工匠とくに、杣工の生活は非常に不安定な身分であつて、それは平安前半期の大同三・四年（八〇八・九）に月百文の貨幣支給から、日別二升の現米支給に変更され、その要劇料が、さらに元慶五年（八八二）に京庫からの現物支給に改められて、ついで加地子経営を内容とする広大な諸司田・職分田（要劇并番上粮田）の制に改められたので

ある。これら職分田等の官司田は、郡司職分田を別として不輸租田で、当初の支配形態は加地子収納にとどまつたのである。

二、官営工房修理職と杣工

いま小稿で問題としている「官牒」・「官符」によつて玉滝杣の東大寺への寄進が許可される八ヶ月も以前の天徳三年（九五九）四月五日に国司藤原忠厚が符を下して玉滝杣内と杣周辺の荒田五〇町歩の開発を許可している。これは、杣工の生産活動即ち、材木の伐採、そして筏師による造運、木屋所での木作や交易、これら一連の活動は、当時に、自主的に行われていた証拠と考えられ、玉滝杣にもそれらの杣工等の居住の場と食料確保の必要もあつて当初から耕地が付属していたことを示すものと推定されている。しかし、杣での山仕事と田畠の耕作とは必ずしも同じサイクルでまわるものではない。田畠は年間を通じての労働を必要とするが、杣の仕事はその行程巾が大きい。また六ヶ月前、天徳三年（九五九）六月五日に、修理職は「応停止称職仰入交家所領玉滝杣造運数千材木事」という牒を出している。「修理職の仰せ」と称してという表現からし

て、表向き修理職の命であると名をうっているいわば「表見代理」的な形で、柚への入交と樹木の採取をしている者がいたので、それらを停止されたいと連絡したのである。

これは、玉滝柚においては当時、柚周辺の柚工・住人らが私的に伐採をし、それらの材木の交易をかなり積極的に行っていたことを思わせる。保安年間（一一二〇〜三）のことではあるが、在地慣例として容認されて来た事実として東大寺は真木山村について、「「柚山中心也、樹木漸尽、今成荒地、近年為柚工居住、始所令開発也、因茲昌泰（八九八〜九〇〇）以往公駭之中、無其名也」」、これは柚の経営とそれに必要な柚辺の荒野の開発の奨励を意図されていたことを示している。柚辺では片荒農法がまだ行われていたか、どうかの確証はないが、柚の保護と柚辺の荒野の開発の奨励が重なり合っていたものと察せられる。国司忠厚は翌四年（九六〇）二月廿二日にも符を下して玉滝、内保、湯船、鞆田村の正税の利稻を免除することを伝えた^⑤。その後、国司もこれにならっている。玉滝柚が東大寺領となつたのに並行して、それに付属の耕地が再造成された事はこれらの事実から明らかであり、歴代の国司も田畠等耕地の万作には特に力を入れて奨励していたことが窺える。その

結果、その造成の成績は四ヶ年で計画の三分の一以上、百十七町二百五十歩に及んだとされている^⑥。先の保安年間の史料にもある如くこの造成再開発の主体は勿論東大寺だと考えられるが、柚の経営には柚工達の食糧確保のための「農耕の奨励」は、欠かせないものであると云うことである。その開発された耕地が国免地として柚工のためばかりでなく、柚周辺の住人で新たに柚工として参入してくる者達にも与えられたと思われる。

柚工が官司工房の構成員として所属していたのは木工寮と修理職であつたと考えられる。その修理職は官営工房という律令国家権力によって編成された労働組織によって、大規模な協業を行う官営の作業場を掌理する機構である。延喜年間（九〇一〜九二二）に令外の官として設けられたもので、同じ令外の一造寺官司でありながら省に匹敵する龐大な機構に拡大された造東大寺司とも密接な関連を有していた。造東大寺司には管理機構である政所のほかに造仏所・木工所・鑄所・造瓦所等が所属し、出先機関として造石山院所・造春山所・造薬師寺所などのほか、甲賀、伊賀、田上、高島の山作所や泉津の木屋所などを擁していた。

八世紀におけるこれらの令外の手工業関係の官司は造東

大寺司以外にも省・寮・職を称するもの等多数にのぼる。そのうちでも臨時編成の官司が圧倒的に多いけれども造官省、鑄銭司、内匠寮それに問題の「修理職」などのような常置もしくは、かなり長期にわたって設置されたものも認められる。³³⁾

律令期の官営工匠は本質的には班田農民でありながら官営工房の生産活動への参加によって本来の生活基盤である農耕から引離される傾向が強い。その上、多くが無位で、僅かの例外を除いて五位に達する道を閉ざっていた技術官人層にとって俸禄がかれらの必要を十分に満たすものでもなかった。工匠の大部分は在京の下級官人群に含まれ、仮寧令の在京諸司給飯条においても五月と、八月にそれぞれ半月あて田暇を給与されるよう規定されて³⁴⁾、大部分が番上官であるため、拘束日数も少なく農業兼務も可能であるということになってはいたが、実際上の運営は必ずしも守られず工匠は決して恵まれてはいなかった。³⁵⁾

先進的な畿内においても、工匠家族の家内奴隸制への対応は微弱で働き手の官営工房への勤仕は直ちに農業労働力の不足を招くことを意味した。かくて不足する労働力の一般的な補充手段は賃租経営によったものと推測されてい

る。³⁶⁾しかし、賃租経営は田主の収益も少なく、また直接経営でも労働力の貧困は再生産を著しく困難にするものであった。かかる状況にありながら、一抹の望みを官位上昇にかけ、私部を貢進したり、和雇によるのもかなり重要な役割を果たしていたとされる。³⁷⁾

以上のような待遇や労働諸条件より推して、官営工房の勤仕を彼等があえて忌避しなかった主たる理由として指摘されているのは、官営工房の勤仕に、一般班田農民に課せられる課役が免除されるという特典が付随していたことによるとされている。³⁸⁾官営工房勤仕はその家族に決して有利な影響を及ぼすものではなかったが、それでも尚、当時の課役の重さを考慮した場合、その免除が、工匠を含む弱勢家族にとって農民としての再生産を確保するための或る程度有効な手段であった。³⁹⁾

以上のような官営工房工匠の生活形態は平安期（八〇〇〜一一八〇）を通じて、官営工房の解体とともに次第に変化する。その中で注目されるのは、有力農民層に把握された私的な小経営が官営工房経営に対して優位に立つ傾向があった。

中 篇

一、杣の經營をめぐる東大寺と修理職

—「作手」の集積と雜役免とのかわり—

注目されるのは、万寿二年（一〇二五）に玉滝杣使として活躍した上座念秀が中心となつて長元六年（一〇三三）に板蠅杣を東大寺領として確定することに成功したことであり、官営工房的經營の杣から莊園制經營体に改組した事実である。^④

それは長元七年（一〇三四）七月十六日の太政官符（B三三九）によつて板蠅杣の住人と工との臨時雜役が免除されたことでも理解できる。

十世紀以後の莊園がそれ以前と比べて異なる最大の点は「田堵・寄人」などの關係者が國役（臨時雜役）を免除される特典に浴したことで、彼等は莊民として特定され、公領の平民と異なる地位にあつたとされることである。^⑤ 赤松博士の言われるように板蠅杣の杣工がこの時に、臨時雜役を免除されたことは重要な意義をもっている。また博士が先に言われた「板蠅杣が東大寺所領として確定する」と云

うことはどういふことかというところ、杣の四至内の田地が寛和二年（九八六）の郡の檢田所の勸進にあるように自立した私の所領として存在するのではなく、上座念秀の努力によつて東大寺が買収或いは其の他の方法で、しかも当時存在していた「國郡裁定」の慣行を利用することによつて、「作手」（耕作権）の集積をする。そのようにして人身的支配権を獲得した状態を云うのである。

右のような状態を示す好個の史料は先述の長元七年（一〇三四）七月十六日の大和國司並びに伊賀國司に宛てた太政官符である。（B三三九）

応免除勅施入東大寺所領板蠅杣住人等臨時雜役事、

四至（略）

右、得彼寺去六月廿七日奏狀云々、件板蠅杣已得河下之便、為寺家大切也者、右大臣宣、奉勅、宣下知彼國、免除住人并工等臨時雜役、但四至内耕作私所領、仮權門威、沽却、要人輩、早覺、公驗、而令進官任其文契并定理非者

赤松博士はこの史料を檢討されて重要な指摘をなされている。^⑥ 赤松博士のご指摘を参考にしながら、これを取り上げると、①の部分は板蠅杣の住人・工等が國役である臨時

雑役が免除される事になった法的根拠を示す。柚も勿論山林なる故、令制にある山川藪沢の公私共利の原則にのっとり、またそれをふまえて柚に便宜の地は柚が、牧に便宜の地は牧が、所有するという例が示すように、律令国家は寺社荘園領主に宗教的國家行政担当者としての經濟的基盤として高級特權領主權を承認しているのである。

①の「板蠅柚已得河下之便、為寺家大切也」、これが「右大臣宣、奉勅、宣下知彼国」と続く官符の告知形式からみて、形式的にしる「便宜之地」という具体的条件「已得河下之便」ことが太政官から下知を受ける法的要件になっている。勿論、この史料が語る「河下之便」というのは、この字面が示す「交通の便」のみでなく、むしろ、政治的、經濟的支配上の利益が下知の条件であった。従って、かかる柚の持つ政治的、經濟的機能は寺家にとって経営上、大切、且つ有用な土地であったわけである。後に検討する史料であるが、天喜四年（一〇五六）閏三月廿六日、伊賀國司の受領した太政官の宣旨^(B三)（七八七・七八九）に、「以件柚材木并庄々所出土産物、多支大破修理、依是、不入国使、不仰国役、免除雜役」とあり、或いは、また「以件庄所出之物、充用法花会布施并修理作料、依是、不入国使、不仰国

役也」とあって、此等の官宣旨に見える太政官の免除下知の条件には、一貫して社会經濟上の現実の事由が見受けられる。以上の史料から解るように、その柚を活用させ、宗教的國家行政機構である東大寺の經濟的基盤を維持するために板蠅柚の経営に従事する周辺の住人と專業者「柚工」に対する臨時雜役は免除すると云うのである。

問題はむしろ、②の方も知れない。ここには、柚工と或いは柚作業に従事する住人等が東大寺以外の権門との間に、田堵・寄人のような関係が生れ、それがため、柚の四至内で争いの生ずることがあると予想して、その権利關係の法的判断基準を明確にしていることである。太政官として「作手」も合めて、私の所領は公驗主義を基準にすることを明確に表明していることは重要である。残されている史料より見る限り、この公驗を用いての「作手」の売買は長元年間をはるかに遡るのである。それをこの時期にあらためて、公式に宣言したのは「作手」のもつ耕作權は勿論、その貸借權についてもまた相論の生ずる余地があったのであろう。

赤松博士は、この但書については、次の様に解されている⁽⁴⁾。先ず最初①「私の所領」とは^(B一〇)（二八〇）に示されている

板蠅杣内にある東大寺領以外の百姓口分田・私田地などの巨多の存在が解明されている。それを指すとされる。㊦「権門の威」とは、参照史料はないが、宗教的権威のようなものを推定されているようである。従って、㊦の「要人」も寺家の要人と解され、その意味から「杣工」を指していると推定されている。そして、この史料から、当時、「板蠅杣の要人」杣工が杣内の私領を買得蓄積を始めた」ことを推測しておられる。

この官符の但書で注目しなければならないのは、赤松博士の言われている「四至内、耕作私所領、仮権門威、沽却要人」という点である。当時、「私の所領」として耕地に生成しつづつあった「作手」の買得とその集積をもくろみ、それを成功させることは重要なことであった。それは「作手」の獲得が、或いは「作手」の貸借権の獲得が、雑役免獲得という人身支配権獲得の前提となっている事実はみのがせない。これは、領主支配を完成させることになるからである。事実上の人身的支配を掌握するようになって始めて、臨時雑役免除等の法的公事支配権が獲得されるのである。このような杣支配の展開は、杣の荘園化であり、杣の荘園的経営を成功させることでもあった。このようなこと

は、後世、戦国期に盛行する土豪による下作職集積による「一職支配」と同質のことに相違ない。注目すべきはこの「作手」の移動が人身支配、雑役免除特権付与の前提として、重要な関連があるということである。かかる意味で、㊦の但書の部分は、重要な意味を含んでいる。ただこの史料が語っている現実の意味はもっと深刻な意味をもっていた。それは、東大寺の杣経営のライバルである、修理職によっても官符領の形成をもくろんで活動していることである。それは官衙（修理職）と私領主（杣工）との結合による杣経営という形で存在していた。このように考えると、赤松博士の云う「権門の威を仮り、要人に沽却する」は「修理職の威を仮り杣工に沽却する」ことだと理解出来るのである。

公験による「作手」の売買は、平安遺文で見える限り長暦元年（一〇三七）王某田地売券（B二・五七四）まで下らねばならないが、実際はもっと早く寛弘年間（一〇〇四〜一一）には既に作手の觀念が定着していたと考えられる。（B二・四六二）従って、それ以前より公験によらない売却行為が行われていたとも推測出来る。赤松博士の言われる所有している「作手」を売却するのではなく、むしろ、賃借している「作手」

を非合法に、従って、権門の威（修理職の威）を仮りて、要人（私領主Ⅱ・柚工）と称せられる者に売却することは、当時、当然あり得た訳で、この史料の但書を反対解釈すれば、未だ合法的に売却が認められていない賃借「作手」だからこそ、権門の威を仮りて実行していたのである。従って、この「耕作私所領」の沽却は当時未だ法慣行として合法化されていない内容のものであるとすると、当時は賃借作手は未だ、後に触れる「国郡裁定」によって移譲の自由を公認する原則の成立するまでに成熟していなかったと考えられる。即ち、少しのズレがあったのではないか。そこで太政官はやはり従前よりの公驗主義を固守してゆこうとしたのであろう。

以上の但書の示す社会的事実をもう少し具体的に推測すると、官衙である官営工房修理職の威を仮りて、官衙所属の柚工である要人は柚周辺の私所領の「作手」・賃借「作手」している任人からその「作手」権を買収する。注目されるのは、只、その権利を買収するだけであって、現実の「作手」（下。作手とも云えるもの）は元の作手やその賃借人に貸与しておくという譲渡担保物権的な形体をとって支配することが、人身支配権掌握の前提となるという点である。こ

れが先述して来た雑役免除特権を獲得する法的条件ではなかったかと予想される。

これと同様なことが東大寺側でも現われた。長暦四年（一〇四三）にかつて、東大寺別当であった深観が藤原実遠の所領であった箭川荘を買収した事実である。⁴⁴これは勿論、かつて玉滝柚使念秀が柚の維持発展即ち、柚の荘園の展開のためには、付属耕地を確保し、その耕地を賃借している作手住人を自己の支配下に置き、寺家が彼等住人等の臨時雑役の免除を獲得して始めて、柚の健全な荘園的経営が可能になったものであった。今回の場合も、この先例に倣ったものと解される。

このような東大寺側の柚の荘園的経営の展開運動開始時に、東大寺と対抗的な立場にあったのが官衙の一つである官営工房修理職であった。そして、更に賃借「作手」の分化定着と、「国郡裁定」といわれる所謂「国例」とのズレに太政官はこたわっているということがあったと考えられる。かかる二つの意味で、但書は重要であると考えられる。従って、但書に云う「権門」は官衙司である修理職とならう。ここに小稿の基本的問題関心である東大寺の柚経営と修理職の官衙領的支配の対立があった。柚の経営管理を管掌す

る官司である修理職は水運の便のよい柚においては魚の水を得た如く活躍し易い領域でもあった。

天喜元年（一〇五三）三月廿七日、伊賀国に下された太政官符（案）（**B三・一**）に、

加之、経数年庄、伊勢大神宮六十六町免田、東大寺玉滝柚・修理職柚・平柿免田式拾町也、如此住人從庄田外入作公田、不弁進官物、不動仕公事、

とあり、更に、寺家の奏状の内容として「去年も上奏を經て庄園の乱立を停止する官符が下されたが、猶もそれぞれ本家の威を仮りて官物の催促に従わず、伊賀国四郡共、寺社高家それぞれの庄園の乱立にあつて、官物は殆んど無に等しい」との請文による説明がなされている。伊賀国では、東大寺所領の柚は玉滝柚・板蠅柚（黒田庄）、それに修理職高様の柚の三箇所であると説明されている（**B三・二**）それに続いて、「件柚等（三箇所）の柚縁辺郷邑之住人等、雖各權柚人称号、實是境内之州民也、其耕作田畠皆悉公地之上、為私人之伝領自風聞候敷」、「加之彼玉滝柚脚并鞆田、湯船等邑住人便所召雇來也」（**B三・三**）という注目すべき事実も見出される。

これらの史料から見ても、東大寺所領の玉滝柚・黒田・

板蠅柚それに修理職柚等には柚周辺の住人が「柚人」の地位に認められている特權（雜役免除）を利用して、公地を耕作し、それを相伝の「作手」と称していたようである。

尤も、これらの住人は勝手に柚人の称号を悪用しているのではなく、もともと彼等は柚司が召雇っている周辺の住人達なのである。彼等は柚自体が東大寺の所有か、官司修理職の管掌かは問わない。只、柚縁の住人は農耕と柚の仕事が一体となつていて、それに従事出来ることは、年間を通じての生活を安定させる基盤としての仕事の在り方から見れば、非常に重要なことであつたと考えられる。次の史料はその傍証になるのではないかと思われる。天喜四年（一〇五六）三月十日の玉滝柚・湯船等四村工等解（**B三・七**）によると、東大寺所領柚・修理職柚等の村々の工匠等（柚工等）は農耕に従事しながら柚の例役を勤仕していたが、国司が住宅を焼払い、耕作中の田畠を損滅させたので寺役を勤められないとして東大寺政所へ訴え出ている。この中で（**B三・七**）「速令柚工等安土各々村々」られたいと願出ていることからみて、農耕を伴った村々における生活が基盤となつて柚工としての職務が勤仕出来るのであると考えているということが理解出来るのである。勿論、この場合、私領主とし

ての杣工が「作手」を賃貸して耕作させている杣夫の場合も合わせて「工等」と云っているものと解される。

また、(B三・七六八)によると、郡司・書生から造官材木の造進を命ぜられたのを免除して欲しいと散位為時が東大寺に願出ているところから見ると、散位という官位からして、これはもと修理職所属の杣工(工匠)が現在東大寺領の杣に勤仕している。つまり荘公両属状態が部分的、つまり杣工の上層部に残存していたと考えられる。このような経緯を東大寺政所を通じて国司に申請し、造官材木の造進の免除をはかっているのである。

二、寺院の雑役免特権付与の法的根拠

何故、長元七年(一〇三四)、長暦二年(一〇三八)に臨時雑役免除が認められたのか、また、それが何に對して免除されたかは、この際に明確にしておかねばならない。

当時は、官司工匠である本杣工とそれを助ける住人・杣夫等とは一団となつて杣の材木を伐採していたものと想像される。東大寺、修理職は共に杣経営上から本杣工の外に、雑役夫となる杣人夫を周辺の村々より雇い来ることを要した。その場合の条件としては、本杣工に準ずる好条件を与

えられたと考えられ、また雑役免の対象にもしたと想像される。

他方、住人側からしても、雑役免除という特別待遇を得るために、進んで杣人夫に雇われ、「杣人」であると自稱して来たのである。

本来、東大寺は総国分寺として律令国家より官寺として封戸を与えられ、それによつて経営管理して来た。いうなれば、国家財政によつて維持されて来たのであるが、先掲史料(B三・七八七、七九〇)にもあるように、寄進された寺家杣より荘民に材木の採進と夫役を提供させ、修理も勤仕させて来たのであるから、若し、国役としての臨時雑役を住人・工等に課せられるようなことがあれば、忽ち、寺家の修理工事に支障をきたすことになる。かかる理由により杣工并に杣住人に對しては臨時雑役の勤仕を免除されたいと願出て、それが認められたのである。

このようにして、東大寺・興福寺は太政官の承認をうけ、国司から臨時雑役を免除されたのであった。これを裏面からみれば、臨時雑役賦課特権を特典として獲得したのである。寺社が荘園領主という高級特権領主として、封戸の給付から脱脚し、独立しはじめると同時に、寺社経営も自前

で修理費を賄う代りに、夫役・材木等を獲得するために、
杣周辺・荘園内・四至内の「任人・工等」に対して臨時雜
役の賦課特権を寺社は分与される。即ち免除してもらふ理
由があったわけである。

但し、この雜役免除、くわしく云えば、国役としての臨
時雜役免除は、年貢・所当の免除と異なり、即ち同じく太
政官、或いは勅宣による本免田とは違って、在地で被付与
客体である寺社・高家等が臨時雜役免除を与える状態にあ
るか否か、或いは、それだけの特権を付与する政治的価値
があるか、どうかは国司の判断にかかっていた。即ち、付
与条件をもっているかどうかは、国司の承認にまつことに
なっていた。⁽⁴⁸⁾ その意味でも、臨時雜役免除は「国免」に当
るのである。国司の管轄下にある国役を勅旨で、太政官が
或いはまた、国司自身がその必要を認めた場合に免除が認
められるのであって、その中止、撤回廃止権は国司自身の
手にあるというところに特別の意味があった。折角太政官
が認めた雜役免除を国司が撤回して、太政官で国司と寺社
が相論を繰返すことは決して珍らしいことではなかった。

三、雜役免と荘園的人身支配

東大寺など寺社本所等の荘園領主はそれぞれ各自の持つ
理由によって国役賦課の免除特権を得て荘民、はては公民
までもその対象として人身支配を充実させ、ひいてはその
任人の耕作權乃至田地を荘領に組入れていたのである。

右の様な状況を示す貴重な史料がある。延久三年(一〇
七一)九月廿日の「興福寺大和国雜役免坪付帳」である。

これは大和国の東西諸郡を併せて十六郡の庄々の田畠につ
いての不輸免、雜役免内訳明細帳である。内実は雜役免田
畠の割合が全体の八五%以上を占めている。「雜役免田畠
千五十五町五反十八歩、三百四十五町^(二百七十八歩)歩、神
社仏寺諸司要劇田畠地子各^(論之實地)家、雜役勤寺^(家)

(B九・四六三)とあって、神社・仏寺並に諸司要劇田畠の
大部分の雜役免除権は興福寺が持っていた。その内、修理
職田畠は(地子を徴収していた官司田)坪別に見ても、一
町前後、しかも、二・三箇所しか見出し得ない。これは修
理職に地子を貢納する他方で、雜役を興福寺に勤仕するこ
とを意味している。ここで考えられることは、修理職を含
めた官司に地子を納める農民は、同時に寺家にそれも大和

国では大部分が興福寺に対して雑役を負担する寄人であり、寺家・官司いづれにとっても完全な領主的支配を實現出来てゐることを意味してゐないが、莊園化という点からみれば、人身に対する課役を支配してゐる寺家側に有利で、大和国では興福寺の例で見られるように、当時では、すでに殆んど寺家の領主権に含みこまれつつあったものと見られてゐる。⁽⁴⁹⁾ このため官司田である修理職田も含めて多くは、寺院に雑役の賦課権を付与されて雑役免田と化し、寺領莊園形成の主要な足場を提供することになつてしまつた。

他面、官司自身が官司田の加地子支配から進んで莊園制的な支配を内容とする官衙領を展開させる途は極めて険しいものであつた。しかし、太政官が寛治七年（一〇九三）

八月廿一日の近江国野州莊について近江国司に下した官符（案）^(B四・一三一九)所収の同八月十四日の法花寺の奏状に、

件庄本免田百十八町、往古国司敢無収公、称修理職寄人、敢不并济地利、望請且准傍例、本免之内六十四町余被優免、且修理職寄人耕作被停止者、權大納言源朝臣經信宣、奉勅、宜仰彼国、令并申件子細者、就宣旨状、謹検案内、件庄勅施入官省符之處也、寺家所訴尤有謂、任本免数可被免除、但至于修理職寄人耕作段

者、非国之所知、可被下知本職、同宣、奉勅、件庄宜仰彼国、任国司陳状、早令免除者、件寺申下、宣旨之後、依申請儘以領掌、是則中津庄四至之外也、（中略）寄事於修理職寄人、申下、宣旨之後、注入庄領内荒田之条、未知其理、但彼寺称勅施入、此庄又官省符也、雖有先格、依後符被改易、最前之例也、然則早被下、宣旨、將随裁斷者、權左中弁源朝臣基綱伝宣、大納言源朝臣經信宣、奉勅、宜仰彼寺、令并申件子細者、謹所請如件、抑就、宣旨状、案事情、至專寺領、^(案)為官省符庄、然而近代被免除坪々、載代々、免判、而其殘今半、^(案)例所申請也、又修理職渡守為、全不出地子、^(案)蒙裁許宣旨、^(案)門院申状者、職寄作暗下、事情、件条全無実也、（後略）

とある。これは他領の莊公民が官司修理職に雑役を勤仕して寄人化し、莊園領主への地子の貢納を対峙する数少ない貴重な史料である。この野州莊の場合、地理的に見て、柚より発達した莊と見られるだけに、往古より柚工を指導する官衙修理職の管掌するところであつて、そこでは柚工等はその修理職の下で、「木作を構え、及び材を採り」、「樹木を斬伐し、工匠に施す可し」というような形で作業に従事

していたのである。

従つて、権大納言源経信卿の宣旨も、
但。至。于。修。理。職。寄。人。耕。作。段。者。非。国。之。所。知。可。被。下。知。本。
職。歟

とあり、また宣旨に但書きを付していることは稀ではないが注目しなければならぬことが多い。この場合も、太政官は修理職の寄人の耕作している田地が、所謂「作手」の保有に関わつて、官営工房としての修理職という立場からの固有の支配を公認するという判断を示されていると見るべきであろう。

荘公民はその特権的立場に寄生するために修理職に雑役を勤仕して寄人化し、伐採跡を開発し耕地とすることに精を出していた。かくて住人等としての荘公民は荘園領主への地子貢納は一切せずに、専ら樹木を植林し、且つ伐採して修理職所属の工匠等に用材確保の協力をしておつたのである。このように、当時は荘公民が荘公兩属から荘公分属に入つた時代であつたので、寺家・官司いづれにとつても完全な領主的支配をもち得なかつた。

しかし、柚のように場所によつては、むしろ修理職による官衙的支配が侵透した所もあつた。この南近江野州荘に

おいて、また南接する伊賀、大和の国々では、律令期以来、柚と水運の支配を足場に周辺の荘民の寄人行爲を利用したというよりも、太政官の指令で修理職に依存しながら、主導的立場で工匠活動を行つて来た柚工の生活は史料が語る歴史の示すところである。

その理由としては、様々の条件を考えねばならないが、官営官繕工房たる修理職は木工寮と共に、全国的な規模と技術で活動しなければならぬと同時に、用材を育て、それを伐採するという特別な職能からすれば、畿内の平坦な農村に散在する官司田よりも、柚地帯たる南近江や伊賀国名張郡、阿拝郡、それに大和国諸郡がより重要な経済的基盤と認識され、太政官によつても官営工房としての修理職の存続の必要から保護、発展に力を貸す必要があつたと思われる。

かくて、十一世紀前後即ち、平安後期における官営工房としての修理職の財源の変貌は、従来の官司田(修理職田)の地子収入への依存から一歩進み、荘園制の発展に順応せざるを得なかつた。従つて、官営工房としての修理職は柚所の維持に必要な技術者官司・柚工はその生活を支える村落、ならびに原料生産地(柚山)などの確保のために補助

労働力、或いは、杣工予備軍としての杣人・工夫等になりうる杣周辺の農耕民の支配と、そして、荘公兩民の支配を通じて木津・木屋所の設置や、材木を中心とする交易経済の支配にも力を注いでいたのである。

さらに、直管方式から修理職の支配領域内に発達しはじめた在地の手工業からも間接的に収取する方向も生じてくるのである。かかる状況も含めて、以上のような社会的生産状況が小稿で問題としている天徳三年の太政官牒と太政官符(案)の決定意思の付加条件の相異、特に伊賀国司に、但書の内容決定の権限を移譲していたのではないかと考えられると同時に、修理職保護と自立性を保証する政策決定も国司の権限によるものではなかったかと思われる。

後 篇

一、平安中期の荘園領主東大寺・受領国司と

“Return of Write” (令状返還権)

前節までは、天徳三年(九五九)十二月廿六日の「太政官牒」と「太政官符(案)」が、同じ案件である伊賀国名張郡玉滝杣の寄進と、その杣支配についての太政官の決定意

思の通告内容において、何故態々付加条件として「縦云々」と、「但云々」を設けたのか。しかもそれは重要な要件を示す部分であるが、そこに示された文言の間に、大きな相異点があるのは何故か。その政治的、経済的社会背景を調べて来た。

次は、残された問題を扱うわけであるが、この問題のほうが重要であり、困難なものである。先ず、「官符(案)」は誤写されていのではないかという問題については、序のところでも触れたことであるが、これについても再考してみると、

第一に、古文書学の立場から字体を見て、筆写の段階で誤写の可能性があるかという問題では赤松博士は否定なさっている。^(註)

原本を写真で観察する限り、「縦云々」と「但云々」の両文言を混同したものと到底見られないし、「勿」と「可」の双方の文字の場合も全く同じで、原本と比較すれば混同したものと見る余地は無い。

では、第二に考えねばならぬ事は、この太政官符の作成された天徳三年(九五九)十二月廿六日当時或いは、以後、この官符に基づいて「案文」を作成した折に、④案文作成

者が誤写した場合と、㊸そうでないが、異同がある場合が考えられる。後者の場合にも、更に両様の場合が予想される。(a)故意に、しかも誤写に見せかけて、私的に原本と異った文言に入れ替える場合と、(b)案文作成者が自己の固有の権限に基づいて、意識的に異った法的条件を付加する目的で、原本と異った文言を挿入する場合がある。

最後に考えねばならぬことは、小稿で問題にしている両文書の異同に関して基本的に注意しなければならぬ事であって、それはこの小稿で問題にしている「太政官符」が「案文」であることである。申し述べるまでもなく、「太政官符(案)」は原本である太政官符を正本として写し作成されたものであると考えるのが正当且つ、通常であろう。

小稿で問題にしているこの場合、その太政官符の正本である原本が存在していないことが先ず問題となる。そこで、最初から正本(原本)が作成されていなかったとするのは、律令法制の弛緩した段階にあっても、法制史の観点からも、古文書学上の研究によっても考えにくいことである。

只、敢えて、当時の法制上の文書作成手続からみて、例外的場合ありと仮定して、「太政官牒」を原本として「太政

官符(案)」を作成していたのであると考えることも不可能ではないが、しかし、このような公式様文書手続で「案文」が作成されることはまずまず考えにくい。唯、しかし、公式には符を下すべきなのに、牒の様式を転用して太政官から寺社等に宛てて出す場合や、移の形式が牒や符の手続に転用されている場合もあること⁽⁵³⁾から見れば、かかる場合があり得なかつたとは決して言えない。しかし、このようなことを証明することはむずかしい。

律令制度は奈良朝時代をもって、発達の頂点として、平安朝時代に入ると早くも弛緩と破綻を示しはじめる。政治機関運営の具体的手段である公文書の様式や発給手続がことうした政治機構と政治形態の変化に無関係であり得ない。

新設の蔵人所、検非違使庁の地位の強化にともなう、新様式の文書が生まれ、その効力を次第に大きくしてゆく。朝廷政治の中心は律令官制の最高機関であった太政官から蔵人所に、また刑部省以下の実権も検非違使庁に移った⁽⁵⁴⁾。

かくて、古い公式様文書の多くは、その実質的機能を新様式文書に移って形式化し、あるものは、全く消滅し、あるものは、名称だけが他に転用され、あるものは、単なる儀礼的文書として残存するにすぎなくなる⁽⁵⁵⁾。

藏人所の新設によって、詔書や勅書に代って宣旨や弁官下文(官宣旨)が發布されるようになった。これは公式様文書における太政官から出る官符、官牒に当る文書であつて、かつ官符、官牒のように対象(受取者)が律令官制上、管下の役所か否かにより符と牒の区別をつけ、八省や諸国なら官符であり、神社寺院なら官牒というようにせねばならないのに対して、一律に下文ですませることができたのである。こうした様式や手続きの簡便さも大いに影響して、朝廷政治が太政官政治から職事(藏人)・弁官中心の政治に移行した。このような変化に伴い官宣旨(弁官下文)が次第に官符、官牒にとって代るようになった。

符に限定して見ると、日付と責任者の署名の前後関係が重要であつて、他の文書では、ことごとく日付が先で、署名が後であるのに符は、その逆になっている。これが特徴である。⁵⁸⁾ 一般に公式様文書の官庁文書には必ず官印が捺された。この官印は主として、その文書が確実なものであることを証明するため捺されたものとみられ、官印のある正文と、ない案文との証明能力の差が当時でもあつたと考えられている。⁵⁹⁾

小稿に問題としている文書の一方である「太政官符」は

案文である上に、以上の古文書学上の所説からすれば、公式様文書における「太政官符」の様式と異なるところがある。即ち日付が先で、署名が後になっている。

普通官符を下す相手が複数であれば、その数に應じて幾通かを作り、宛名の省司ごとに一通宛を下したのである。そうでなくて、(A)法令、命令の布達、(B)訴訟の証拠文書、(C)所領の分割移転、(D)後日の控、(E)紛失状の作製の場合はその原本の写しを作成してこれを使用した。

これらの場合、その写しは、文書そのものの本質的効力に基づいて作られる。この場合の写しを特に、「案文」と称されている。そしてその作成にも以下の様な要件を必要とする。

(A)の法令、命令の布達には朝廷から五畿七道諸国に下し、各国の国司はその「案文」を多数作成してこれを国内に領下した。(B)の訴訟の証拠文書を法廷に出す場合も、普通は証拠文書の「案文」を訴状や陳状に添えて提出する。⁶⁰⁾ 但し、特に、正文を提出するように命ぜられた場合は勿論正文を提出しなればならなかつた。⁶¹⁾ 裁判所へ提出された証拠文書の「案文」は訴状と共に受理者である裁判所側に伝わる場合と、差出者に返付されて、そこに伝わる場合がある。

更に裁判所側は訴状以下添付書類の写し（案文）を作成して被告に送付するから、そうした意味での第二の案文が被告側に伝わる。他、(C)の所領の分割移転、(D)後日の控（校正案文）、(E)紛失状の複製等の場合の写しは、「案文」としては正本に準ずる効力があつた。

承保三年（一〇七六）三月廿三日の官宣旨（弁官下文）

(B三・二二八)に、

事、
應早且進上証文、且解申由緒、末寺伊勢国多度神宮寺

右、得延曆寺去年九月十一日解状你、去八月廿八日宣旨你、権中納言藤原泰憲宣、奉勅、件神宮寺依為末寺、欲領知之処、称寺家別院押妨之由、東寺所訴申也、仍被尋問子細之日、為寺家別院之官符、雖副進案文、猶非無其疑、宜仰彼寺、隨令進上正文者、仍官符正文令進上者、権中納言藤原朝臣実季宣、奉勅、件寺為末寺之由、宜仰彼寺、且進上証文、且解申由緒者、寺宜承知、依宣行之」

この史料は延曆寺と東寺が伊勢国多度神宮寺をそれぞれが自寺の別院であると主張して争っている相論を左弁官は延曆寺に対して多度神宮寺が延曆寺の別院であることを証

明する太政官符を訴訟文書に添付して提出することを命じたところ、延曆寺は太政官符の案文を提出して来たので、どうも疑わしいということになって、改めて官符の原本を提出するよう延曆寺に命じた。この命令が右史料に見える八月廿八日の宣旨である。そこで、延曆寺は官符の正文を提出しますという解状を奉った。そこで今度は東寺に対しても証文（太政官符であろう）の提出と詳しい末寺たるの由緒書を提出する旨宣旨を下した。左弁官でこの勅旨を受けて、これを宣旨として東寺に下し、その施行を命じたのである。

右の史料からは末寺の帰属を正当づける法的根拠は、それを許容するとの太政官符であるということが解る。それは太政官符の正文そのものに証拠能力を認めているのである。

しかし、公式様文書の官庁文書である太政官符の特徴、特に、寺院が宛先の場合は「官牒」を下すのであって、「官符」を下す例になっていない。それにも拘らず、右の承保三年の官宣旨では延曆寺、東寺双方に証文として「太政官符」の正文の提出を命じ、延曆寺は提出しますという解状を提出しているのである。

このような事情をどう理解すればよいのであるか。これもまた全く不明である。ただ考えられることは、官符や官牒に代つて普及して来た直旨（弁官下文）と同類の院庁下文に、次のようなものがある。

天養三年（一一四五）七月九日の院庁下文に、

院庁下、信濃国小川御庄公文等、

可停止平維綱妨、任預増証下知、令致沙汰下司職事

（以下本文共略）（吉田文書）⁽⁶⁾

これは、鳥羽法皇の院庁から下されたもので、信濃国小川庄の預所増証の訴えによって、平維綱の濫妨を停止せしめたものである。増証は本来この荘園の相伝の領主であつたが、これを最勝寺に寄進して自ら預所となつてゐる。そこでこの下文は維綱の非法の沙汰を停止して増証の命令通り下司職を沙汰せしめようというのである。

この文書の下達の対象は形式上は小川荘の公文等である。それは、こうした命令なり、任命なりを当該地域の関係職員に知悉せしめるという意味で公文あてに命ずる形をとるのであるが、実際にはこの下文は、この下文によつて「下司職を沙汰する権利を保証された増証（預所）に交付されるのである。この下文によつて、権利を得るのは増証

なのだから、増証こそ、この下文を与えられねばならないのである。しかし、現にこのように、荘園事務を代行してゐる「公文等」を下文の宛先にしていることは、所謂「施行の符」を出すことを略している場合に当るのであつて、直接院庁から現地、ここでは小川荘の現地代官、「公文等」に下文を宛て下す文書形式をとつてゐるのである。従つて、この場合は預所増証は一旦院庁下文を受領するけれども、その下文には何等自己の権限に基づく変改などを加えず、院庁下文そのものを有姿のまま、現地公文の下に伝達し、執行を催促するものであつた。

これとは对象的に、伊賀国を管掌してゐるのは、伊賀国司であり、国役賦課の免除の施行を行つてゐるのも国司である。従つて、太政官から東大寺に対する寄進について認許する告知を下す場合も、伊賀国司の同意のもとに下さねばならない状況が徐々に強化されてゐたのではないか、実はこのような政治背景があつて、別に国司に対して下された遵行のための太政官符は国司自身の権限にもとづいて国司自身が執行状として太政官符の「案文」を作成し東南院に宛てたのが当該案件の（B）⁽⁷⁾（二七二）であろう。従つて文書自体は、官符の案文なる故に正に「官符」という表題を用い

ねばならない。ただ、しかし宛先に着眼すると牒の形式をとらねばならぬ、このような事情から日付が先で署名が後の形式をもった太政官符案が作成されたのではないか。これが小稿で問題にしている天徳三年十二月廿六日の「官符(案)」であろうと考える。

II. 案文作成権の“Return of writs”

(「令状返還権」)

次に、「案文」は何故作成されたか。古文書学上の検討は別に考えねばならぬが、今、小稿で問題にしている「太政官符案」は誰によって、何の目的で作成されたのであるか、所謂、古文書学に適しない政治、行政法上の「案文」作成の目的と、その存在形態を究明する手がかりを得るものこの研究の今一つの目的でもあった。

しかし、その具体的なものはなかなか得がたい。ただ前節の所論を補強するに役立つのではないかと思われる史料に出逢うことは出来た。それは佐伯弘次氏によって紹介されている次の諸史料とその研究である。⁽⁶⁵⁾

郡代大村重継は文龜三年(一五〇三)、安楽平新城衆の知行について、守護代杉武連との談合が命ぜられ、永正六年

(一五〇九)、安楽平城衆飯田四郎の「御奉公之趣」を守護大内氏(国主)に注進し、また感状に添えて副状を出している。この郡代大村重継は同じ城衆である神村領主、山形兵部丞への奉書の遵行を行なうに際して、

從興長對重継書狀、為御披見、案文寫進之。⁽⁶⁶⁾

とあって、この書状と共に、筑前守護代より、惣村の小領主層・百姓らとの祭礼役についての相論についての奉行人奉書の「案文」を作成し、城衆山形氏に伝達している事実がある。

また、

(前略)彼御法度事、去年享祿式年三月廿四日被定價壁書一卷、興方・興重裏封。(中略)、如此上意忝於被

仰候上者、各又弥別而御城番等御馳走肝要候、就其奉

書并興重・武助書狀等銘々重継以裏封進之候、恐々謹言

七月十九日

御城衆各中

「重継在」⁽⁶⁷⁾

先ず、この重継書状(施行状)は「案文」である。裏に重継判とあって、自ら裏封している。右の重継書状に見える「壁

書一卷、これも神文書に現存していて、これもまた「案文」で、裏に「杉興重判」、「野田興方判」と大内氏奉行人の裏書がある。

このように、郡代大村重継は壁書、奉書、興重、武助書状（遵行状）等一揃の文書の「案文」乃至「再案文」を作成し、各裏封して、七月十九日付副書の「案文」を添えて城衆に伝達したのである。このような郡代大村重継の行為を「大村重継が城衆の愁訴の言上や大内氏と城衆間の文書伝達において重要な機能を果たしていたことを確認しえた」と佐伯氏は述べていられる。

また、ここで注目されることは、「書状等銘々重継以裏封進之候」とある。これは、大内氏から宛送られて来た公文書それぞれの「案文」を作成して、その裏に署名捺印（在判）する。これを九州では当時〈裏封〉すると言っていたことが解る。

更に、安楽平城衆に対する大内氏発給文書の伝達と、それに郡代大村興景が如何に関与したかについて、佐伯氏は「天文六年（一五三七）に大村兵庫助・御城衆中宛の正月廿三日大内氏奉行人連署状は案文であり、裏に『興景（花押）』とあって、郡代大村興景が裏封している。」という。

そして「この文書は安楽平城衆山形氏の家文書として伝来され」て来た。それは「この文書の正文が最初城督大村興景に伝達され、興景の手によって〈案文〉が作成され、裏封がなされて」、他の文書の「案文」と共に「山形氏に伝達され」、同じく山形家文書となったものであろう。佐伯氏はこれらの手続によって、「大村興景は城衆の戦功を大内氏に注進し、大内氏からの発給文書を城衆に伝達する。このようにして、大内氏と安楽平城衆（在国の大内氏家臣としての小領主達）を連結する機能を果たしていた。」という。

最後に、大内氏が在地領主領の原告、上座坊が愁訴した株田の地下・土貢の上座坊への打渡を郡代、深野筑後守に命じた大内氏奉行人連署状は「御郡代深野筑後守殿裏判」という端裏書がある。従って、ここでは「案文」が作成されていることがわかる。更に、別の郡代深野宛奉行人連署状の紙背にも、深野のものと思われる花押がある。これはこれらの文書を封していることを示すのであって、このような手続は郡代が上座坊に伝達する際の普通の手続様式であったものと考えられている。

以上の諸史料は佐伯氏の紹介にかかる貴重な史料の一部

であるが、これらは小稿で問題にしている天徳三年（九五九）十二月廿六日の太政官符案の解釈に重要な示唆を与えてくれるものである。

在地土豪に出自を持つことの多い郡代は、或る時は「郡司」・「郡奉行人」と呼ばれることもあるように、郡内下地・土貢の管理・郡帳作成、それに神社領や人給に際し、これに下地を打渡し、闕所地の管理等、更に、城役・郡代雇夫も行う職務権限をもつといわれ、具体的には「郡単位の段錢等の課役賦課を行い、また徴収した「公米」や軍事行動に必要な馬等を管理していたものと推定されている。

また、在地に対する裁判権についても、郡代は惣的結合をしている村々のみならず郡内諸郷全体にわたり法的強制力をもち、村落共同体の排他的な権益を保障しているのも郡代であるとされる。さらに、これらは軍事力を背景にしたものであって、村落間、村落と寺社間の裁判権も有していた。そして、守護大内氏の安堵状の裏封をしているのも郡代であった。

更に、重要なことは郡代は大内氏発給文書の伝達及び城衆の戦功・課役勤仕の注進を行っているのであるが、これは守護の使者としての立場からではなく、自立した封建的

特権領主としての独立性を明確にしながら行動していたのである。これが「案文」作成と「裏封」するという行為となつて現われている。従つて、その意味からも郡代は一個の国人領主であると同時に、大内氏の封臣でもあったということである。

在地領主宛の奉行人奉書を例にとると、奉行人↓郡代↓在地領主という径路で伝達されるが、この文書（奉書等）の裏には郡代の花押が据えられているし、また、郡代宛の文書にも郡代自ら裏封して郡内神社・在地への伝達機能を担っていた。

これらの伝達方式で確認出来ることは、大内氏から在地への「下知状・奉書」（「令状」は一旦、在地の郡代へ伝達され、郡代のところで「下知状・奉書」の「案文」が作成されて、その「案文」の裏に郡代の花押（在判）が据えられる。このような手続を経て在地領主に伝達する方式が存在していたことが知られる。換言すれば、「令状」の「案文」と「裏書」とが組合はれて始めて「裏封」するということになる。と考えられる。

文書の内容によつて、その内容が効力を発するのは、問註所の裁許があるか、留守所が承認する外に、それに関係

する権力者がその文書の紙背に加判してくれることである。この第三の場合のような書札礼の様式を称して「裏ヲ封ズル」という言葉を使う。

確かに、「裏ヲ封ズル」ことと、「裏書」とは書札礼として見ると同じことを意味する。この場合の「裏ヲ封ズル」は熟語で表現すると、朝倉教景承判状（『教賀郡古文書』）にある。

去永正十八年二月十日永阿弥寄進状封^{（ウラヨフウウオウシヨ）}裏訖、仍寺務不可有相違之状、如件、

正月廿七日

教景（花押）

このようになっていた。

ところが、先に佐伯論文に紹介されている史料の殆んどは「裏封^{（ウラフツ）}」すると表現されている。「封裏」と「裏封」にこだわるのは、研究以前の問題かも知れぬが、先に見た佐伯氏紹介の史料を見る限り、「裏封」するということは、その領主権力自身の意思表示となるということである。「封裏」は裏書とは法的、社会的意味は異なると考えられる。「裏封」は書状等の「案文」作成の権限を持つ領主、先の史料で言えば郡代であるが、彼の権力的意思表示であるとすることを示すときに使う様式であろう。

「封裏」は裏書は、書札の内容は自己（領主）郡代）の意思ではないが、その内容を維持保証するという意思表示である。だから、これら両者は文書様式を異にするのではないかと思う。ここに指摘し、取り上げている「裏封」は先にも一言したように、郡代自身宛下付された「令状」を写し、「案文」を作成し、その「案文」に自ら裏判する。即ち、「案文」作成と、その「案文」に「裏判」する。この二つの行為が組合さって、はじめて《裏封》するといわれ、封建的領主権力の意思表示に衣替えされて、下級領主等に伝達される仕組になっていたのではないかと推測している。これを佐伯氏は「私文書としての『案文』に公的性格を付与したもので、『裏封』する守護代（郡代）の公的性格に基づくものである」とする。

しかし、この考え方はむしろ逆であって、次に説明する中世イングランドにおける特権領主の「令状返還権」とその性質を同じくするものであると考えられる。封建制度における封建関係は私契約が基本である。公文書を態々私文書たる「案文」に作り替えるところに意味があり、それに裏判即ち、文書の裏に花押（在判）を据える。この手続を《裏封する》というのであって、公文書である国王令状

の命令意思を自己（郡代等）の権力意思内容に更改して、在地の領民乃至領主に伝達する。従って、「案文」作成は封建制度における領主の権力意思の表現としては相当に意味の重いものがあり、時に、その内容の更改する権限も封建領主権力に含まれるものと解すべきである。

封建制の特徴は、家臣（特権領主）に自立性のあることにある。国王と封建特権領の領主との間において、特権領の領民（原告）に対する国王の令状を伝達する場合、一旦、その領民をして彼が居住する領域支配をする特権領主を紹介して送達されるのであるが、ただ、国王令状をそのままズバリ使者として伝達するのではなくて、この時、その領主は「国王令状」の写し（案文）を作成し、それを封じて（秘密にして）（裏封して、保証することになる）領民等に伝達される。この際、只、単に写し（Copy）を作成するのではなくて、特権領主として合意しうる内容に更改する権限も含めて、自己の権限において——「案文」（Copy）作成及びその更改された〈案文〉も含めて、それらを保証する証として、裏判して——領民等に伝達することが出来る関係にあった。

換言すれば、特権領の領主は封建領主として封建国王の

絶対支配を受けるのではなく、むしろ、ある部分の自立（特権の分有）をもって、即ち、特権領の領主の特権を容認した約束のもとで義務を果すのである。

公式様文書の手続としてこれをみた場合、国王の「公文書」である令状を「案文」作成という操作を通じて、私文書に作り変えて、そして自己が権力的当事者として保証するという証である裏判をして（裏封して）、在地に伝達する。このような特権領主（封建領主＝封建家臣）に特権を認めることになっていいる組織構造をもっている国家を封建国家という。

中世はかかる国家構造の存在を認識することの出来る点では洋の東西を問わないといえる。イングランド中世におけるプランタジェネット王朝期の王権と封建諸侯権力との間で顕著な争点を形づくる国王令状（Writ）——これは日本法史では、太政官符、同官牒、それに官宣旨（弁宣下文）等に当ると思われるが、——の発給と執行の問題は Return of Writs（令状返還権）の問題として封建制の存在を象徴する特権諸侯領の「不入権」の争点の核心となっている。

王権の発給に係る「令状（Writ）」を封建諸侯がどのように受容すべきかに封建制の本質がみられる。従って、

Return of Writs(令状返還権)の成立は荘園領主や国司(守護)、郡司(地頭)、郡代に対して発給された国王令状を当該封建諸侯領内で、国王の代官(使者)自ら執行することなく、当該特権領主所領の代官に手渡し、執行を委任するということに意味があった。

イングランドのコモン・ロウ「令状」の原型は「権限開封」の令状であるといわれている。この令状の存在の意味は令状受領者である領主の所領内の原告に、この原告の領主が公正な取扱いをするよう国王が領主に命ずることと引替えに、国王の「介入禁止」の特権をその領主に向って尊重することにある。

しかし、他方、これに並行して「封緘令状」の進歩がみられ、領主の「介入禁止」特権の有無に関係なく、シェリーフに対して「封緘令状」が宛てられた。「封緘の」(「秘密の」)令状と「開封の」(「公開の」)の令状、何れを選択することも可能であった。⁷⁶⁾

また、この「令状」そのものを直接特権領の保有者である領主に送付するという便宜な解決法もとられた。⁷⁷⁾これは日本法史として先述した「施行之符」を略して直接在地領主代官(公文等)に宛てられた形式をとる院庁下文と類似

しているのである。

その他、「令状」そのものの代りにシェリーフから「令状」の転写文書(案文)を特権領の領主に送ることによって、シェリーフを裁判執行の責任から免除する様式も行われていた。しかし、この様な簡易な便法には、特権領の被告は「令状」の原文が変更されていると苦情を述べている例もみられると報告されている。⁷⁸⁾明確な史料は得ていないが、この点、日本法史における戦国期に、これと同じような事がなされていたと推測されるのである。

以上述べたところは、西欧中世、特にイングランド中世の特権領主代官ベイリフの Return of Writs(令状返還権)という権能は封建制度における封建領主特権の象徴的権能として封建領主権の成立に関連して、最近注目されていることであるが、⁷⁹⁾これらの封建領主権の存在形態の特徴は、日本法史における領主特権領の封建関係の存在形態の成熟に伴って生ずる過程の実態に類似性を示すものではないかと考えられる。

只、日本の場合、武家による封建国家形成の中心となった地頭御家人は国衙系在地武士、所謂「在庁官人」であったという事実からしても、彼等は単に律令官制の末端組織

であったのではなく、むしろ在庁自身既に、別名体制の成立にみられるように封建の特権領主としての実体をもつていたものであり、更に、受領国司の在地における活動と考えあわせ、日本における封建社会並びにその政治機構の成立を考えるに当って無視し得ない事実があると思う。

〔注〕

- (1) (B)一・二七三)という記号は平安遺文第一卷二七三号を指す、以下同じ。
- (2) 中村直勝博士著「伊賀国黒田荘」(「荘園の研究」所収、昭和一四)
- 竹内理三博士著「荘の発展と荘民の生活」(「日本上代寺院經濟史の研究」所収、昭和九)
- 清水三男氏著「東大寺領伊賀国黒田荘」(「中世荘園の基礎構造」所収、昭和三二)
- 赤松俊秀博士著「袖工と荘園」(「古代中世社会經濟史研究」所収、昭和四七)
- 入間田宣夫氏稿「黒田荘出作地帯における作手の成立と諸階層」(「文化」29—3、昭和四〇)
- 赤堀又次郎氏稿「伊賀国玉滝の袖」(「中央史壇」13—8、昭和二)
- (3) 平安遺文第一卷二七二号文書
- (4) 赤松俊秀博士、前掲書、尚、「史林」44—1・2・3
- (5) ()内は筆者註以下同じ

- (6) 赤松俊秀博士前掲書、尚、「史林」44—1、九頁、参照
- (7) 平安遺文第一卷二七二号文書参照
- (8) 萬葉集十一—二六四五「宮木ひく、いづみのそまに立つ民のやすむ時なく恋わたるかも」(未知作者)
- (9) 「山野藪沢江河池沼事」(「類聚三代格」卷十六)
- (10) 同右
- (11) 寛平八年四月二日太政官符「応改定判給占荒田并閑地之例事」(「類聚三代格」卷十六)
- (12) 同右
- (13) 平安遺文、第一卷二七八号文書「伊賀国名張郡司解案」
- (14) 平安遺文、第一卷二八一号文書「東大寺告書案」
- (15) 平安遺文、第一卷二七九号文書「大和国都介締刀禰等解案」
- (16) 赤松俊秀博士前掲書、尚、「史林」44—1、八頁
- (17) 同右
- (18) 平安遺文、第一卷二七二・二七三号文書
- (19) 平安遺文、第一卷二七二号文書
- (20) 同右
- (21) 註(18)参照
- (22) 註(19)参照
- (23) 赤松俊秀博士、前掲書参照
- (24) 浅香年木氏著「日本古代手工業史の研究」二八六頁参照
- (25) 同右、二八九頁参照
- (26) 日本史辞典(創元社)、昭和32版、二二—頁以下参照
- (27) 平安遺文、第五卷一九九八号文書

- (28) 赤松俊秀博士前掲書一六三頁以下参照
 (29) (30) (31) 註(27)に同じ
 (32) 註(28)に同じ
 (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) 浅香年木氏前掲書、二八〇頁、二八六頁参照
 (40) 赤松俊秀博士前掲書、尚、「史林」44—1、一〇頁以下参照
 (41) 右同 博士稿「鎌倉仏教の課題」(『史学雑誌』67—7) 三〇頁参照
 前掲書頁参照、尚、「史林」44—1、一四頁参照
 (42) (43) 同右
 (44) 同 頁参照
 (45) 同博士前掲書、尚、「史林」44—3、六一頁以下参照
 (46) 平安遺文、第三卷七二七号文書
 (47) 西岡虎之助博士著『莊園之研究』(下の二)二五頁以下参照
 (48) 同右 二六頁参照
 (49) 浅香年木氏前掲書、二八七頁参照
 (50) 令集解(巻五)職員令(国書刊行会本第一巻)一三五頁
 (51) 赤松俊秀博士前掲書、尚、「史林」44—3、六一頁参照
 (52) 赤松俊秀博士前掲書、尚、「史林」44—1、九頁
 (53) (54) 佐藤進一博士著『古文書学入門』七六頁以下参照
 (55) 同右 七七頁以下参照
 (56) (57) 同右 六五頁参照
 (58) 同右 一三頁参照
 (59) 後述に引用の史料、承保三年三月廿三日、弁宮下文(東寺文書・射)(佐藤進一博士、前掲書、八五頁以下に引用)

- (60) 佐藤進一博士、前掲書、九二頁以下に引用
 (61) 林屋辰三郎博士著「中世社会の成立と受領層」(『古代国家の解体』所収)一九一頁以下参照
 (62) 佐伯弘次氏稿「大内氏の筑前国郡代」(『九州史学』六九号)二二頁以下参照
 (63) 大永五年十二月十四日、大村重継書状(『永田秘録』八七)
 (64) 佐伯弘次氏前掲論文、二二頁以下参照
 (65) 榑 文書
 (66) 佐伯弘次氏前掲論文、二二頁参照
 (67) 同右 二六頁参照
 (68) 同右 三〇頁以下参照
 (69) 同右 二三頁参照
 (70) 同右 二五頁参照
 (71) 同右 二七頁、三四頁参照
 (72) 同右 三一頁参照
 (73) 中村直勝博士著『日本古文書学』(下)一〇二五頁参照
 (74) 佐伯弘次氏稿「大内氏の筑前国守護代」(『九州中世史研究』第二輯)三〇六頁
 (75) 赤沢計真氏稿「イングランド封建国家の権力構造」(『新しい歴史学のために』一五〇号)三頁以下参照
 (76) (77) (78) (79) 同右